

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 井上 明夫

1 日 時

令和元年12月5日(木) 午前10時00分から
午前11時36分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、末宗秀雄、清田哲也、木田昇、二ノ宮健治、原田孝司、河野成司

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、吉村哲彦、猿渡久子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 大友進一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第120号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第110号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について並びに大分県農林水産業振興計画の変更について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
政策調査課調査広報班 主事 佐藤和哉

農林水産委員会次第

日時：令和元年12月5日（木）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

10：00～11：30

(1) 付託案件の審査

第120号議案 大分県卸売市場条例等の廃止について

(2) 合い議案件の審査

第110号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について

②大分県農林水産業振興計画の変更について

(4) その他

3 協議事項

11：30～11：40

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として吉村議員、猿渡議員が出席しています。

ここで、委員外議員の方をお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

第120号議案大分県卸売市場条例等の廃止について、執行部の説明を求めます。

小関おおいたブランド推進課長 委員会資料の1ページをお願いします。

第120号議案大分県卸売市場条例等の廃止について、御説明します。

本議案は、令和2年6月21日施行予定の卸売市場法の改正に伴い、関連する二つの条例を廃止するものです。

まず、1廃止する条例の概要の(1)大分県卸売市場条例ですが、これは卸売市場法の規定に基づき、地方卸売市場等について必要な規制を行うことで、生鮮食料品等の取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図るために、昭和46年に制定されたもので、現在、県内には公設・民設合わせて、31市場が設置されています。

次に、(2)大分県卸売市場審議会条例は、卸売市場法第71条の規定に基づき、大分県卸売市場審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとして、昭和46年に制定されたものです。

2廃止の理由ですが、卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場の開設に係る許可制度が廃止され、認定制度に制度改正されるとともに、当該認定に関する必要事項が規定されました。また、都道府県卸売市場審議会に関する規定が削除されました。このため、二つの条例を廃止するものです。

なお、施行期日は、卸売市場法の施行日に合わせ、令和2年6月21日としています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたかありませんでしょうか。

末宗副委員長 よう分からんけど、許可と認定の違いをちょっと教えてくれんかね。

小関おおいたブランド推進課長 地方卸売市場については、現行法では県知事が許可しています。許可ですから、県知事が許可しないと開設できないわけですが、この改正法では、極端な話、誰もが開設できる形になります。ただ、地方卸売市場を名乗るためには県知事の認定が必要になります。

末宗副委員長 意味は大体分かったんだけど、認定しない理由はどういうものがある。

小関おおいたブランド推進課長 いろいろ規定があり、その条項に合っていれば認定することになります。(「分かった」と言う者あり)

原田委員 ちょっと関連して、先日の県民クラブでの議案説明会の際にも質問が出ていたけど、中津の魚市場の件を質問します。

市場がなくなると、やっぱり市民生活に大きな影響を及ぼします。経営がなかなか厳しいというのは、破綻したという新聞記事でしか私たちが分からないわけなんですけど、これからの中津の魚市場の動向について、市場の今の財務状況の把握と県からの指導をどのように考えているかお聞かせ願います。

景平審議監兼漁業管理課長 現在の動向ですが、今、開場に向けて業者と県、市、漁業者が一体

となって取り組んでいます。現状ではまだ売買契約が成立していないので、その売買契約を待っているところです。

漁業管理課の役割としては、今回の法改正の施行は来年6月なので現行法で対応しなければならず、開設の許可を出すため、業者に対してどのような書類が必要かを指導しています。その必要な書類の一つに登記簿謄本があるので、売買契約後に登記簿謄本が出てくるのを待っています。

保健所においても、衛生というまた別の観点からの営業許可があるので、業者に寄り添って改善点を現場で指導する体制をとっています。

あとは、実際に稼働する時期をできるだけ早くということ、新聞報道によると業者としては年末の開始を願っているところです。ただ、機械を8か月ほど止めているので、その施工がいつ完了するかちょっと見込めないところがあり、できるだけ早くという体制で、一体となって取り組んでいるところです。

小関おおいたブランド推進課長 もう1点、一般的な財務状況の把握についてですけれども、現行法でも改正法でも毎年1回、業務報告書を提出することになっています。その中に決算書等があり、取扱量なども報告されるので、その業務報告書をチェックしていくことになろうかと思えます。また、時と場合によっては現場に赴いて検査することも法で規定されているので、そういった形で財務状況をチェックしていきたいと考えています。

原田委員 よく分かりました。繰り返しますけど、市民生活に影響を及ぼす問題ですので、中津魚市の件は、中津市への指導も含めて、ぜひ県からも大きな働きかけをしていただきたいと思えます。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 今、委員外議員として守永議員が来られました。

委員外議員の方、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これ

より採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、合い議案件の審査に入ります。

総務企画委員会から合い議のあった第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

田染農地活用・集落営農課長 資料2ページをお願いします。

第110号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、農林水産部所管部分について、御説明します。

農地法で知事の権限に属するとされている農地転用の許可などの事務の一部について、地方自治法及び本条例に基づき、現在7市1町1村に移譲していますが、今回、新たに臼杵市との協議が整ったことから条例の改正を行うものです。

1の特例条例の改正内容ですが、移譲する主な事務は、①②の農地転用に関する許可権限や③の違反転用者に対する処分の権限です。この改正によって臼杵市が許可権者となることから、事務処理の短縮化が図られるとともに、違反転用等に対する迅速な対応による問題の早期解決が図られます。

なお、施行期日は令和2年4月1日としています。

県としては、引き続き農地法の適正な運用が図られるよう、移譲を受けた市町村に対する研修など、事務処理体制の充実に向けた支援を行っていきます。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どなたか質疑はありませんか。

木田委員 権限移譲を受ける市町村がかなり増えてきていて、臼杵市も今回加わるということですが、今の説明では、事務処理の説明会等も

行っていくということでした。

例えば転用許可申請などは個人とするケースが多いんですけども、行政書士が代理で手続をするケースも多いと思います。

市町村ごとに受け付けて処理することで、聞いた話によると、行政書士が代理で手続をしたときに、ある市ではこういう添付書類を求められるけど、また別の市では住民票を付けてくださいとか言われたりすると。あと添付する公図の種類についても、地積測量図とか字図とか、市ごとに違う対応を言われて、準備して持っていたときに困るんだがという話も伺ったことがあります。事務処理説明会をするということですが、事務処理の標準化についてはどういう対応をしているかお尋ねします。

田染農地活用・集落営農課長 申請書類に添付する書類については、農地法第4条第2項及び農地法施行規則第30条などで許可の判断に必要なものが定められています。これらについては添付が義務付けられているので省略することはできませんけれども、余分な資料についてはできるだけ省略するよう指導をしています。研修については、春、秋の年2回、市町村に対して事務処理の迅速化、簡素化に向けた内容で行っています。

木田委員 分かりました。そういう説明会はしていると思うんですけども、実態は若干そういったばらつきがあるという話も聞いています。本当は必要のない住民票をわざわざ300円出して付けてもらうようなことはなくていいと思いますし、実態を把握して、その辺をしっかり整理して対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

河野委員 農地転用の関係で、別府市農業委員会の会長に関わる贈収賄事件が発生しました。この事務では農業委員会の権限が非常に強いということで、今回の話は、許可の迅速化を求めている贈収賄だったわけです。そこで、県から各市町村に権限移譲するときに、標準的な事務処理の流れが明示的、具体的に示されているのかどうかお伺いします。

田染農地活用・集落営農課長 事務処理の流れ

については、当然市町村、それから農業委員会にお示ししています。

迅速化についてですが、この権限移譲は、住民にとって身近な行政を住民に身近な市町村にできるだけ委ねることが一番の趣旨ですので、そういったことを尊重しながら、許可内容についての指導はしっかり行っていきたいと思っています。

河野委員 今おっしゃったとおり、住民に近いところなので、それがそういった不正の温床にならないか、やっぱり県民の皆さんは懸念しているんじゃないかと思います。その意味で、権限移譲後の事務処理の適正化について、しっかりとした指導監督をぜひよろしくお願いします。
末宗副委員長 今この表を見よったら、市町村数の合計が4、6、10、10、6、10となっていて、市町村によって許可権限が随分違うんだけど、その理由と、2ヘクタール以下は何で受けたり受けなかったりしているのか教えていただきたい。

田染農地活用・集落営農課長 平成28年に農地法が改正される前の権限移譲の上限面積は2ヘクタールでしたので、それ以前に権限移譲した市町村は基本的に2ヘクタール以下の権限で行って来ました。28年の改正後に移譲した市町村にあっては、現在の上限の4ヘクタール以下で権限を移譲している状況です。

この2ヘクタールと4ヘクタールの違いについては、農地法の改正後にまた協議を行って、2ヘクタールから上限の4ヘクタールへと移行した市町村もありますし、従前のままで行っている市町村もあります。そういったところで面積の差が出ている状況です。

末宗副委員長 ちょっと説明に合点がいかないけど、この4ヘクタール以下というのは、ゼロから4ヘクタールまで含んでいるという意味で捉えたらいいんかね。2ヘクタール以下にはマルが付いていないから、2ヘクタール以下はだめだという意味にこの表はなっているんだけどね。2ヘクタール以下の方にもマルを付けちよるような意味なんかね。

田染農地活用・集落営農課長 今、御指摘され

た内容で結構です。4ヘクタール以下にマルがあれば、ゼロから4ヘクタール以下ということです。

末宗副委員長 それともう1点。この表を見ると、無断転用に対する処分のところで、マルがあるところとないところがあるんやね。ここはどんな意味。

田染農地活用・集落営農課長 マルがないところは、協議が整わなくて、この部分の権限については移譲していないということです。

末宗副委員長 意味は分かったんですけど、ではその分の処分は県が全てやっているわけやね。

田染農地活用・集落営農課長 はい。そのとおりです。

末宗副委員長 処分例っちゅうのは年間どれくらいある。

大友農林水産部長 私が佐伯にいたときの経験から言うと、無断転用は結構あります。届出をちょっと失念したと言うか、悪意はないんですけど、形状を変えてしまっていたと。ただ、それが本当に本来申請しても許可されないような内容であれば、多分、処分をするんだと思うんですけども、実際にはてん末書を書いて、申し訳ありませんでしたということで許可をしていることが多いので、処分をしている件数はほとんどないと思います。全くの違法で、元に戻せというのはそんなにないと思います。

井上委員長 いいですか。

末宗副委員長 まあ、良からう。

井上委員長 ちょっと私からも今の関連で。日田市とか佐伯市とか、割に職員が多いと言うか、人口の多いところが移譲されていないんですが、やっぱり何かいろいろ事情があるんでしょうか。

田染農地活用・集落営農課長 県としては、権限を移譲するという方向で協議を進めています。それで協議が調ったところが、7市1町1村に、今回臼杵市が加わったという状況です。

井上委員長 なかなか協議が調わない理由は、特に。（「面倒なんじゃ」と言う者あり）

田染農地活用・集落営農課長 御案内のとおり、マンパワーの不足とか、市町村の取組、考え方もあり、なかなか移譲まで進んでいない

というのが実態です。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方、御質疑はありませんか。

守永委員外議員 もし手元に資料があればということでお尋ねします。28年の法改正のときに、農業委員は市長が任命することになって、中立委員を入れなければならないようになったと思うんですが、その中立委員について、どういう見方で中立的という判断をするよう指導しているのか、その辺がもし分かれば教えてください。

田染農地活用・集落営農課長 すみません、それに関しては、手元に資料がありませんので、後ほど御説明したいと思います。

井上委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。①及び②は関連があるので、まとめて報告をお願いします。

大友農林水産部長 それでは、大分県長期総合計画の変更及び第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について並びに大分県農林水産業振興計画の変更について、あわせて御説明します。ちょっと時間が長くなるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

まず、大分県長期総合計画の変更について御説明します。資料2の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（たたき台）を御覧ください。

さきの第3回定例会において、立案段階での報告として、見直しの概要を御説明しました。今回は、中間見直し委員会でのこれまでの議論等を踏まえて作成した、たたき台について御説明します。

1ページをお開きください。1計画改訂の趣旨ですが、県の長計は、基本目標をそこに三つ掲げていますが、それらの実現のために、平成27年10月に策定しました。この度の改訂では、プランの土台となる部分については堅持しつつ、従来の常識をはるかに超える速度で変化している社会経済情勢を踏まえ、新時代「令和」を見通しながら、長期的な視点に立って、政策や施策を見直すことにしています。

2から4に掲げている計画の性格・役割、期間、構成の部分には変更ありません。

続いて、基本構想編です。3ページをお開きください。

時代の要請ということで、(1)から、次のページ以降にまたがっていきますけれども4点掲げています。

まず、3ページの一番下にある(1)大分県版地方創生の加速前進では、その下の「人を大事にし、人を育てる」、次のページの「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」、下の方の「基盤を整え、地域を活性化する」という三つの取組の方向性を示しています。

5ページをお開きください。(2)先端技術への挑戦では、先端技術を活用した地域課題の解決や先端技術に関する産業の創出が求められている旨を記載しています。

(3)強靱な県土づくりでは、抜本的な治山・治水対策や南海トラフ地震への対応について、その方向性を示しています。

6ページを御覧ください。(4)時代の要請では、現在、企画振興部で検討している大分県人口ビジョンについて、新たな将来展望が示されることとなっています。

7ページを御覧ください。2基本目標ですが、現行計画の内容を踏襲しています。

次に、基本計画編に入ります。9ページをお開きください。

分野別政策をここに掲げています。まず、「安心」の分野では、三つの日本一の実現や、強靱な県土づくり、移住・定住の促進といった政策を掲げています。

10ページの「活力」の分野では、農林水産業をはじめとした商工業、観光産業の振興、女性の活躍などに向けた政策を、次の11ページの「発展」の分野では、教育、芸術文化、スポーツ、交通などに関連する政策を盛り込むこととしています。

次に、各分野別政策の中から、農林水産部が関係する主な内容について説明します。

まず、71ページをお開きください。「活力」の一つ目、挑戦と努力が報われる農林水産業の実現について御説明します。

まず、(1)の構造改革のさらなる加速についてです。

現状と課題にあるとおり、農林水産業は、人口減少や高齢化社会が本格化する中、産地規模の拡大が進まないことなどから、産出額は伸び悩んでいます。

また、資材価格の上昇や人手不足を背景とした流通コストの増など、収益性の低い生産・流通構造からの転換が進んでいません。

そのため、これからの基本方向にあるように、農林水産業の各分野で生産・流通の両面から構造改革を進めるほか、スマート技術の導入による作業の省力化などを加速します。

主な取組ですが、農業では、①水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換として、農地の集積・集約化を通じた園芸団地の創出や排水対策などの農地整備の推進、リース団地等による初期投資や転換リスクの軽減、農地の大区画化や機械化一貫体系の導入等による大規模園芸産地の育成などに取り組みます。

畜産では、②全国トップレベルの肉用牛産地づくりに向け、「おおいと和牛」の全国ブランド化やゲノム育種価を活用した高能力牛の増頭、肥育技術の指導等による枝肉重量・肉質の向上などに取り組みます。

72ページの林業では、③循環型林業の確立による林業・木材産業の成長産業化として、主

伐・再造林を一体的に担う中核林業経営体の育成、高性能林業機械等の導入による主伐生産性の向上、木材のサプライチェーン構築などに取り組みます。

水産業では、④水産業の資源管理の強化と成長産業化として、TAC（漁獲可能量）や、IQという個別漁獲割当ての制度など、新たな資源管理制度の下での広域回遊資源の回復、赤潮対策等による効率的で安定的な養殖生産体制の構築、給餌効率の改善等による生産コストの低減などを進めます。

⑤スマート農林水産業の実現については、農林水産業の全般にわたりスマート技術の導入を積極的に進めるとともに、導入効果を高めるためのPDCAサイクルを徹底します。

指標については、現行と同じく、農林水産業による創出額を設定しています。

これまでの取組等により、新規就業者の増加や企業参入の拡大、農林水産物の輸出額の増加など、成果もあがってきています。

他方、目標指標である創出額の大宗を占める農業産出額は、九州各県の中で本県のみ、この10年間で減少しており、平成29年は1,273億円で九州最下位となりました。

こうした現状から脱却することはもとより、生産者をはじめ全ての農林水産業の関係者が夢と希望と誇りを持って挑戦し、魅力ある、もうかる大分県の農林水産業を実現するため、個別品目ごとに生産目標を再点検・再検討し、創出額の目標値2,500億円を2,650億円に上方修正したいと思えます。

県はもちろん、市町村や農協等の関係者が目標を高く持ち、これまで以上にしっかりと連携し、産出額の反転増加に向けた行動に移していくための目標値として、ふさわしい規模と考えており、九州各県における目標値の上積みの見込みも把握しながら設定しました。

現在、市町村や関係団体等を直接訪問し、現場の課題などの共有を図るとともに、施策方針等に関する意見交換を重ねているところであり、非常に高いハードルではありますが、関係者と思いを一つに、一丸となって取り組んでいきま

す。

73ページをお願いします。（2）マーケットインの商品（もの）づくりの加速です。

現状と課題ですが、企業や消費者のニーズが多様化・高度化しており、こうした中、TPP11など急速に自由貿易が進展しています。また、労働力不足等による物流危機が深刻化しており、マーケットへの持続的な対応が懸念されています。

これからの基本方向ですが、戦略品目の産地規模の拡大等により「The・おおいた」ブランドを確立するとともに、輸出については、相手国・品目・取引量の拡大を基本として戦略的に取り組みます。また、モーダルシフトや流通の拠点づくり等により、物流の効率化を進めます。

主な取組については、まず、①マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化ですが、拠点市場のシェア拡大や新たな販路開拓のほか、大分青果センターやRORO船を活用した効率的な流通体制の構築などに取り組みます。

②新たなマーケットの創造として、6次産業化の推進や健康食品メーカー等との契約栽培体制の構築、香料や美容などの潜在的ニーズに対応した新商品の創出などを進めます。

③産地間競争に勝ち抜く生産力の強化では、食品企業等と連携した産地づくりや加工・業務用の需要に対応した生産体制の強化、畑地の再編整備等による低コスト生産の促進などに取り組みます。

④新たな需要を獲得する戦略的な海外展開では、商社等との連携により新たな輸出品目や輸出国の開拓を進めるとともに、輸出にチャレンジする生産者等への支援や海外からの来県者に対する県産農林水産物のPRなどに取り組みます。

指標については、戦略品目としている27品目の産出額と農林水産物の輸出額としています。輸出額の目標については、自由貿易の進展などを踏まえ、現行の48億円から57億円に上方修正したいと考えています。

75ページをお願いします。（3）産地を牽

引する担い手の確保・育成です。

現状と課題ですが、新規就農者等の確保は進んでいます。離農を補うまでには至っていません。また、もうかる農林水産業を実現するためには、経営力のある経営体が必要です。さらに労働力不足が顕在化する中、高齢者や女性など多様な人材の活躍が期待されています。

これからの基本方向ですが、もうかる農林水産業への体質転換をさらに加速するため、生産規模が大きく、高い生産性を有し、全国に誇れる経営体の確保・育成に力を入れます。また、高齢者や女性、障がい者など誰もが働きやすい環境整備などを進めます。

主な取組については、まず、①将来を担う稼ぐ経営体の確保・育成ですが、就農学校等の研修制度の拡充や農業大学の講座などの高度化を進めます。また、女性の独立就農に向けた就業環境等を整備するほか、金融機関等と連携し、企業参入を促進します。次のページですが、集落営農組織についても経営の多角化等による経営力の強化などを支援します。

②農林水産業を支える多様な人材の活躍については、女性が働きやすい就業環境づくり等を進めるほか、福祉施設等との連携による農福連携などを推進します。

③経営体を支えるシステムの強化では、機能性等の高い品種の開発と生産技術の確立に取り組むほか、病虫害や赤潮等の発生予察の高度化や防除技術の開発・導入などを進めます。

指標ですが、農林水産業への新規就業者数については、新たな創出額目標を踏まえ、現行の435人から479人に上方修正したいと思います。

77ページをお願いします。(4)元気で豊かな農山漁村づくりです。

現状と課題ですが、農山漁村では耕作放棄地の増加や手入れ不足の森林の拡大が懸念されており、また、高齢化等の進展により生産基盤の維持・管理も難しくなっています。有害鳥獣による被害は減少傾向にあります。依然として生産活動の支障となっています。

これからの基本方向ですが、森林経営管理制

度等を活用した適正な森林管理を進めるとともに、生産基盤等の整備・保全や維持管理の省力化などを推進します。また、鳥獣被害を減少させるため、予防や捕獲などの対策を強化するほか、ジビエとしての有効利用を推進します。

主な取組については、まず、①豊かな地域資源を活用した価値の創出として、食イベント等との連携などを通じた魅(味)力発信や国東半島宇佐地域世界農業遺産の保全継承などに取り組みます。

②地域で育む農山漁村づくりでは、高齢者の生産活動等を支える直売所の活性化や日本型直接支払制度などによる地域共同活動の促進、ICT活用による水管理等の省力化などを進めます。

③鳥獣害対策の効果的な推進では、集落環境対策や防護柵の設置等を推進するほか、新たな捕獲従事者の確保・育成などを進めます。また、ジビエについては、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備や消費拡大、販路開拓などを推進します。

指標ですが、有害鳥獣による農林水産業被害額については、前倒しで実績が上がっていることから、目標を1億5千万円以下から1億4千万円以下に見直します。

次に、「安心」についても政策がありますので、37ページにお戻りください。「安心」の4番目、恵まれた環境の未来への継承の(3)地球温暖化対策の推進です。

次ページの主な取組の③森林吸収源対策の推進として、人工林の間伐や再生林の徹底、森林環境教育を推進します。

また、目標指標として、主伐後の再生林率を新たに設定し、80%としています。コメ印のところにあるとおり、再生林は生産適地でやっていくということで80%としており、尾根などの条件不利地については、的確な天然更新により広葉樹林化を促進し、伐採後の山を守っていきます。

次に、59ページをお願いします。「安心」の8番目、強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(1)県民の命と暮らしを守る県土の強靱化の推進です。

次ページの主な取組の②土砂災害対策の推進として、ため池の改修や廃止、ハザードマップ作成等による減災対策の推進、保安林の適正管理や溪流沿い・急傾斜地の広葉樹林化などによる災害に強い森林（もり）づくりの推進に取り組んでいきます。

また、③地震・津波対策の推進として、漁港などの補強対策、西国東地区干拓堤防等の耐震化を推進していきます。

次に、65ページをお願いします。「安心」の8（4）感染症・伝染病対策の確立です。

次ページの主な取組の②を御覧ください。ここでは鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防疫対策の強化に向けた、飼養衛生管理基準の遵守徹底や初動防疫対応の強化などを推進していきたいと考えています。

目標指標として、今、CSFの危険が高まっていることから、新たに豚舎への野生動物の侵入防護柵設置率を設定したいと考えています。令和6年度の設置率100%を目標にしていますが、早期の達成に向け、取り組んでいきます。

次に、第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について御説明します。資料3を御覧ください。

1ページの1戦略策定の理由ですが、現行のまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略は、平成27年10月に策定し、その期限を今年度末としていましたが、その後の情勢変化などを踏まえ、新たな戦略を策定するものです。

2戦略の基本的考え方ですが、本戦略は、長期総合計画の中から、地方創生に関連する施策を、集中的・重点的に推進するための計画として策定します。

次に、2ページをお開きください。下段に、戦略の期間や構成をまとめています。

計画期間は令和2年度から6年度までの5年間とし、基本目標に①人を大事にし、人を育てる、②仕事をつくり、仕事を呼ぶ、③基盤を整え、地域を活性化するという3点を掲げ、それぞれの基本的方向を定め、取組を進めることとしています。

資料4として、たたき台をお配りしています

が、本戦略については、長期総合計画の取組を地方創生の切り口で再整理したものであることから、たたき台に記載されている個別の取組内容については、説明を省略します。

なお、長期総合計画と本戦略との関連表を資料5としてお配りしていますが、説明は省略します。

今後のスケジュールですが、長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略は、共に本日の議論を踏まえ、今後、パブリックコメントや中間見直し委員会での審議などを経て、次回定例会に議案として上程したいと考えています。

続いて、大分県農林水産業振興計画の変更について御説明します。

長期総合計画と同じく、第3回定例会の本委員会で変更の概要を報告しましたが、今回、素案がまとまりましたので、その内容を御説明します。

資料7が素案の本文ですが、資料6で農林水産業振興計画の変更素案の概要を整理していますので、こちらで説明します。

上段の左を御覧ください。農林水産業を巡る潮流として、少子高齢化・人口減少社会の本格化、労働力不足の深刻化、先端技術の発展、多発化・大規模化する自然災害など、10項目をまとめています。

こうした点を踏まえ、上段真ん中にあるように、一つは構造改革のさらなる加速として、今後の構造改革の柱となる取組を分野ごとにまとめています。

まず、①水田の畑地化による高収益な園芸品目等への生産転換です。担い手の営農形態等に応じた園芸品目の導入を促進するとともに、リース事業の拡充などによる初期投資の負担軽減、資材費等の助成などによる転換リスクの軽減に取り組めます。また、機械化一貫体系の導入等による大規模園芸産地の育成などを進めていきます。

次に、②全国トップレベルの肉用牛産地づくりでは、繁殖雌牛・肥育牛の増頭などによる生産基盤の強化や畜産飼料のSGS、ソフトグレ

インサイレージ等の広域供給などによる飼料コストの低減に取り組むほか、ヘルパー制度の拡充等による作業の外部化などを進めます。また、サポーターショップの拡充等により「おおいた和牛」の認知度向上も図ります。

③循環型林業の確立による林業・木材産業の成長産業化では、施業の集約化や路網整備等による作業の効率化や苗木生産基盤の整備などを進めます。また、高品質乾燥材等の加工・供給体制の整備などに取り組みます。

④水産業の資源管理の強化と成長産業化では、資源管理の公的規制や自主規制の徹底、種苗放流の拡大などに取り組みます。また、フィレ加工など産地加工体制の機能強化や関東圏等での県産魚の利用・流通拡大などを進めます。

⑤スマート農林水産業の実現では、モニタリングシステム等による収量・品質の高位平準化やドローンの活用による管理作業等の省力化などに取り組みます。

次に、下段の左、Ⅱマーケットインの商品づくりの加速では、まず、①マーケットニーズに対応した流通・販売力の強化として、拠点市場のシェア拡大やSNS等による県産農林水産物の魅（味）力発信を進めます。

②新たなマーケットの創造では、食品企業等と連携した産地づくりや乾しいたけのうま味などを生かしたブランド展開などを進めます。

③産地間競争に勝ち抜く生産力の強化では、「ベリーツ」や高糖度甘しょ「甘太くん」などの生産拡大と高品質化などに取り組みます。

④安全・安心な商品の供給体制の充実では、有機農産物の大ロット・安定出荷体制の確立やJGAP認証の取得促進などに取り組みます。

⑤新たな需要を獲得する戦略的な海外展開では、日田梨などの輸出相手国・輸出量の拡大を進めるほか、トライアル輸出などを支援します。

次に、下段の真ん中、Ⅲ産地を牽引する担い手の確保・育成です。

まず、①将来を担う稼ぐ経営体の確保・育成では、就農学校等の研修制度を充実させるほか、農林水産業関係の企業誘致活動を幅広く展開していきます。また、女性の新規就農に向けた研

修体制の構築や女性農業経営士の育成、おおいた農業経営相談所による伴走型での経営改善支援などに取り組みます。

また、②農林水産業を支える多様な人材の活躍を進めるとともに、③経営体を支えるシステムの強化では、大規模集出荷等に対応した鮮度保持・輸送技術の開発や高温耐性品種の開発などに取り組みます。

次に、下段の右、Ⅳ元気で豊かな農山漁村づくりです。

まず、①豊かな地域資源を活用した価値の創出では、観光業等との連携などによる農林水産業の魅力発信や、おおいた型放牧等による耕作放棄地の活用、企業等と連携した県民総参加の森林づくりなどを進めます。

②地域で育む農山漁村づくりでは、地域農業経営サポート機構の拡充を図り、水路や農道、棚田等の維持保全などに取り組みます。

③安全で効率的な生産環境の整備では、圃場の再編整備等による区画拡大や農業水利施設等の長寿命化を進めるほか、ため池の計画的な改修・廃止やハザードマップの整備などに取り組みます。

④鳥獣害対策の効果的な推進では、予防・集落環境対策や捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策の拡充など、鳥獣害対策を総合的に展開していきます。

なお、上段の右に記載していますが、こうした取組を進める上での目標として、長期総合計画と同様に、農林水産業による創出額2,650億円を設定したいと考えています。

今後のスケジュールについても、長期総合計画と同様、本日の議論を踏まえ、今後、パブリックコメントを経て、次回定例会に議案として上程したいと考えています。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたら。
河野委員 今の説明にあった総合指標としての創出額の目標が、令和5年で2,650億円ということで、産出額、付加価値額をそれぞれこのくらい上げたいという目標は分かるんですけども、これはかなり高い数値目標かなと思

ます。実現可能性のある目標設定になっているのかどうかについてですが、これまでの産出額がほとんど横ばいか、あるいは少し減少しているという現実を踏まえて、この目標設定がなされているのかお伺いします。

大友農林水産部長 私が部長になって最初の大きな課題が、農業産出額九州最下位ということでした。その対策として、私の前からずっと取り組んでいる構造改革をどう進めていくかというのが非常に大きな課題だと思っています。

今、全体で2,650億円を目標にしていますが、農産、林業、水産業合わせて、29年の現状値からすると2割ほど増えています。どうやって新しい目標を設定して頑張っていくかというときに、さきほども御説明しましたが、27品目ある重点戦略品目それぞれをどう増やしていくのか、どこまで可能なかを品目ごとに積み上げました。そのためには、農地の集積も必要ですし、担い手の確保も必要だということで課題はたくさんありますけれども、ここまでならいけるんじゃないかという数字を設定したつもりです。

そういった意味で、我々県だけが踊ってもしようがないので、市町村、農業関係団体、そして生産者のところには直接はまだ行っていませんけれども、そういったところと一緒に、どういう団地を作っていくか、どう人をまとめていって担い手を呼び込むかを現実的にやっていきたいと思っています。非常に高いハードルだとは思っています。

一方で、九州各県の状況を見たときに、我々が最下位になる前は佐賀県が低かったんですけど、佐賀県でさえ今上がってきている。なぜ佐賀県が上がってきているのかといった各県の状況もしっかり分析しながら、我々には足らなかったところがあるんじゃないかという反省も含めて、しっかり取り組んでいきたいと思っています。そうすることでみんなから大分の農業は変わったと言われるようにしていきたいと思っています。

河野委員 今、部長から、各部門の積上げによる目標設定だという話がありましたけれども、

産出額を上げるためには、投入する予算とか人材とかについて、この部分をこうしなきゃいけない、それをいつまでにやらなきゃいけないというスケジュール管理的な部分が絶対必要だと思います。それによって、目標額を令和5年度までにここまで持っていけるんだということを裏打ちすると言うか、そこがしっかり示されることが非常に大事なかなと思うものですから、いつまでに何をやるかという部分とこの産出額をリンクさせて、目に見える形でぜひ出していきたいと要望しておきます。

大友農林水産部長 まずは隗より始めよということで、各振興局の生産流通、農山漁村振興、基盤整備の部長たちを集めて情報共有しています。そして、普及指導計画を短期の部分と長期の部分とで毎年作っていますが、例えば東部振興局であればこれくらいしないといけないんだということで、それをどういう形で実現していくかというのを、今そういった計画の中に落とし込んでいこうとしています。そこをまず入口としてしっかり形づくっていきたいと思っています。

二ノ宮委員 同じような話なんですけど、少子・高齢化、人口減少の中で、今一番大きいのは担い手の問題です。確かに、商工業でも担い手がないんですけど、一番影響を受けるのが農業だと思っています。農林水産業振興計画のⅢで産地を牽引する担い手の確保・育成というのがありますが、これはほとんどずっと同じようなやり方ですね。例えば、由布市に道の駅を造りたいということで、地域おこしとかいろんなことから計画したんですけど、結局野菜を供給できる体制ができない。昔であればそういうことに手をあげる人がいろいろいたんですけども、今は本当に担い手がないんですよ。そういう中で、5年先と言うと、さらに高齢化が進む中で目標値を達成するのは大変難しいと思っています。

そういうことで、このⅢの担い手をどうやって確保するかというところに、特に力を入れていただきたい。私はいつも言うんですけど、やっぱり農業高校を潰したことが担い手不足の根

本的な理由で、大分県は工業県に移行していると。この間ダイハツへ行ったんですけど、あそこは人が不足してないんですね。人が一杯集まると。それはもう、農村から全部行っているからです。そういう意味で、じゃあどうするかということが問題なんですけど、特にその辺に力を入れなければ、また5年先も同じだったなということになるんじゃないかと思っています。

井上委員長 答弁はいいですか。（「はい」と言う者あり）

末宗副委員長 関連するんだけど、まず、3年ぐらい前、産出額の基準を変えたね。そして1年で達成したんだけど、今、九州で最下位とか何とか言っているのは、九州各県みんな基準が一緒なんかね。

田邊農林水産企画課長 産出額の数値は九州農政局が出しているものですから、この基準は九州各県で同じです。

末宗副委員長 3年か4年前に基準を変えたときに、九州全部が変えたっていう説明はなかったような気がしているんだけど、間違いない、それ。そういう説明がその当時なかったんだね。（「創出額と産出額」と言う者あり）

大友農林水産部長 今申し上げたのは、農業、林業、水産業の産出額については、九州農政局から出すということです。

創出額というのは、大分県独自の発想です。これはどういう意味かと言うと、これまでも説明してきていますけれども、農林水産業は単体で成り立つんじゃなくていろんな関連があるんで、そういった付加価値を総合的に集約して示しましょうということをやっています。九州各県ではそういう発想はしていませんので、九州各県と比較することはできません。

末宗副委員長 今言っている2,650億円はどっちか、大体。（「いや、創出額です、創出額」と言う者あり）創出額か。

田邊農林水産企画課長 この計画の目標値は創出額になっています。そこの表にあるとおり、それを構成するものの一つが産出額で、その産出額と、それから付加価値額、交付金を合わせた額を創出額という形で大分県独自で算定して

おり、それを目標値としています。

末宗副委員長 それともう1点、計画の中の全国トップレベルの肉用牛産地づくりについて。前は「おおいと和牛」じゃなくて豊後牛やっただけですけど、以前、農林水産委員会で、私の横に由布市の近藤委員がいて、私をせっつくもんだから、どうにかして豊後牛を広める方法はないかと言うたら、東京とか大阪に行っても、問題は量がないちゅうんよね。

畜産振興課長はいつも頑張りよんのよ。歴代の課長が頑張りよんのやけど、励ましても励ましてもなかなか難しい問題やなっち思いながら来ている。今、「おおいと和牛」という新しい名前を作ったんだけど、その量はあるんかどうか教えていただきたい。

河野畜産振興課長 「おおいと豊後牛」は全農が商標登録しており、自分のところの系統の農家だけが「おおいと豊後牛」を名乗るので、頭数では、大分県内の1,800頭ぐらいしか該当しません。でも、「おおいと和牛」という名前にすると、4等級、5等級の上位だけなんですけれども、全農を介さず福岡や大阪の市場に出したりしている人たちの分まで入ります。その方たちの分を「おおいと和牛」として算定すると4,500頭になり、倍以上の量があるので、現在、その増えた部分を利用して、首都圏での認知度向上を図っています。

末宗副委員長 いや、図っているのは分かるんや。もう十数年ずっと、そういう言葉を聞きよんのじゃけど、現実に量がないと全国展開できないじゃない。その見込みは、作る方法が難しいんだろうけど、やっぱり農業では畜産の比重が大きいから、そこら辺りを何かこう——歴代の課長は一生懸命頑張りよんのや。頑張りよんのは知っているし、私はよく課長に、これが3年たってできんかったら、もう退職した頃じゃけれどもお前の責任じゃとか言いよったんじゃけど、なかなか改善が難しいんよ。「おおいと和牛」を宣伝しても、量がないと宣伝する意味がないじゃない。そこら辺りのバランスをどげん考えているんかね。

河野畜産振興課長 今お答えしましたように、「おおいた豊後牛」だと量的に1,800頭ぐらいしか確保できないんですけれども、今現在でも「おおいた和牛」だと倍以上の4,500頭が確保できています。「おおいた豊後牛」のときよりも量的にも倍以上、「おおいた和牛」の方が量は確保できていますので、その量をいかして首都圏とかでやっていきたいと思っています。

大友農林水産部長 生産については、今、課長が言ったとおりです。ただ、流通の方がそこまで届いていないという課題があるかと思えます。大分でと殺した肉がどう流れていくかというところがしっかりできていかないと、関東圏で欲しくても足りないということになるかと思えます。生産と流通とをあわせてしっかりやっていかないと、今言われたような、欲しいけどないという声につながると思いますので、そこをあわせてやっていきます。

末宗副委員長 豊後牛と「おおいた和牛」の違いは、豊後牛ってそげえ規定があったかな。大分県全体で豊後牛とか言いよらせんかった。いつからそげな基準を設けたんかなと思って。さきほど「おおいた和牛」が4,500頭で、豊後牛は1,800頭とか言ったけど、豊後牛って余り基準がなかったけん、「おおいた和牛」っちゅうのを作ったんじゃなかったかなって思うんだけど、どういうことかね。

河野畜産振興課長 「おおいた豊後牛」は、全農が地域団体商標を取っているんで、商系で出す、例えば福岡のと畜場に出す人の分については、大分県内で肥育をされていても、「おおいた豊後牛」という形にならない。

末宗副委員長 ならなかったかね。（「はい。ならないんです」と言う者あり）いや、本当に。（「はい」と言う者あり）どこでも作ったら、豊後牛っち言いよったろう。

河野畜産振興課長 Aコープとかは全農系列ですんで、Aコープには「おおいた豊後牛」が出ているんですけれども、それ以外のところではちょっと量的に、「おおいた豊後牛」は県内でも余り見ないよねと言われていました。今は、

福岡のと場に行った分が大分県に「おおいた和牛」として返ってくるので、「おおいた豊後牛」のときは240店舗ぐらいだった取扱店舗も、今年は328店舗まで増えています。量的にも増えるので、これからは県内でももう少し「おおいた和牛」が取り扱えるよう、さきほど大友部長が言ったように、流通の部分についてももうちょっと積極的に頑張っていきたいと思っています。

末宗副委員長 最後に1点だけ。豊後牛が1,800頭で「おおいた和牛」が4,500頭ってというのは、そら畜産振興課長の言うこっちゃき、正しいんじゃろうって思うんだけどね。それはいいけど、量が増えたら品質が落ちるよね、通常は。ほな豊後牛の方が品質は良かったかなって今思うんだけど。1,800頭が4,500頭ってことは、品質が相当落ちているわけやけど、そういう見解は新聞等に載っとらんかったと思ってね。

河野畜産振興課長 量が増えると品質が落ちるということではなくて。（「いや、そういうこっちゃろう」と言う者あり）いえ、今までは系統を使って出荷していた人の分だけを「おおいた豊後牛」としていて、商系とか、若くて系統に入っていない人の分が豊後牛になっていなかっただけです。そういう頑張って系統を使わずに福岡に出していた人の分で4等級、5等級の部分を「おおいた和牛」と呼ぶことにしましたので、豊後牛から「おおいた和牛」になって量が増えたからと言って、品質が悪くなるということは全くありません。（「まあいい。頑張ってくれい」と言う者あり）

井上委員長 私からもちょっと今の関連なんですけど、結局、以前はほとんど全農を通して出していたけど、全農を通さない牛がどんどん増えてきて、それで、大分の牛だけ豊後牛じゃないものが増えたから「おおいた和牛」を作ったということなんですか。

梅木畜産技術室長 さきほどの件も含めて、お話しします。

今、県内に肥育牛が1万2,200頭います。そのうち年間に7,300頭ばかり出荷されま

す。その7, 300頭のうち全農系を通る牛が、さきほど課長が言った1, 800頭になります。ですので、残りの5, 500頭近くの牛については、さきほどから言っているように、大阪南港市場へ直接出荷する方、福岡へ出荷する方、鹿児島へ出荷する方、また、商系として直接東京、四国に出荷する方がいます。そういう方々の中には、豊後牛と名乗りたかったんですけど、手数料を払って全農を通していないものですから、豊後牛と名乗れない方もいました。

しかし、大分で牛を生産しているので大分のブランドが欲しいという要望があったので、我々は、今回の「おおいた和牛」は、大分で生産した農家で「おおいた和牛」に賛同される農家であれば全て使ってもいいですよという形を取りました。

年間出荷している7, 300頭から全農の分を抜いた残りの5, 500頭のうち、4等級、5等級を「おおいた和牛」としていますので、さきほど課長から言ったように年間4, 500頭が「おおいた和牛」になっています。基本的には、大分県内で生産している農家は私は「おおいた和牛」で売りたいですと言えば、全てそのブランドで売ることができます。

井上委員長 だから、以前はほとんど全農を通していたけど、全農を通さない人がどんどん増えたという現実もあるということですか。

梅木畜産技術室長 そのとおりです。大阪南港市場等では、以前は多いときには3千頭を超える牛が出荷されていて、その牛はほぼ全農を通した牛でした。現状では、大阪南港市場には年間600頭ほどの牛がいます。その方もつい数年前までは全農を通して出荷し、「おおいた豊後牛」と名乗っていましたけど、現状はもう全農を通さず、直接出荷しています。ですので、今はその枝肉については、大阪南港市場が「おおいた和牛」と表記して販売しています。

井上委員長 分かりました。

ほかにありませんか。

木田委員 長計についてです。本会議でも質問したんですが、指標の設定ですね。

全体の目標額と、個々の農家の状況の評価は

また違ってくると思うんです。全体の産出額というのは、あくまでも大分県の農林水産業の力であって、個々の農家や林家家の状態を表すものじゃないんで、我々が決算説明とかで達成率90%とか説明を受けても、それで本当に県民の皆さんが幸せになったのか、豊かになったのかがなかなか分かりづらいじゃないかということの本会議の一般質問では言いたかった。一般質問では農林水産業とは言いませんでした。

大分県全体の農業の力を表すとすれば、やっぱりこういう指標にならざるを得ないと思うんですけれども、我々としてはやっぱり、個々の農家がどういう状況なのかを知りたいというのが本音です。

鹿児島とか宮崎の産出額に比べりゃ、もう格段に違うわけですね。それらの県の状況は知りません。ひょっとしたら、大規模な畜産クラスターとかだけがかかなり大きく出ている可能性だってあるわけで、そのときじゃあ個々の小さい畜産農家はどうなんだということは我々には分からない。90%、95%と言われても評価しづらいというのが本音で、そういったところを見える化できるようなやり方はないかというのが、一般質問で言いたかったことです。

この間行った秋田の園芸メガ団地は13人ぐらいで1億円を目指していましたが、これは分かりやすいですね。一人当たりこのくらいの所得になるんだなということが分かるので、何かそういったことができないかというのが一つです。

それと、長計の73、74ページのマーケットインの商品づくりの加速についてです。

向こう5年間だと、食の安全・安心に対する関心が高まってくるんじゃないだろうかと思うので、例えば現状と課題のところで、背景は「国内市場の縮小と産地間競争が激化する中」とあるだけですけれども、その辺りと関連は出てくるんですが、食の安全・安心に対する関心が高まっているということも背景の一つに加えていただくとかですね。

そして、それに対して、74ページの主な取組の中に安全・安心の生産体制とかそういった

項目立てがあってもいいのかなと思います。これからの5年間を考えると、小麦アレルギーとかグルテンフリーとか、いろいろとあるんじゃないかなと感じますし、ゲノム食品に対する消費者の関心は海外でも高いわけであって、海外輸出も考えたときには、そういった項目がもう1個あってもいいのかなという気がしました。その辺を今後の検討材料に入れていただければと思います。

大友農林水産部長 2点ありましたが、1点目については、いろいろ農業の施策を見てくると、以前、もうかる農業と言っていたときには、中核的経営体みたいな形で何百万円以上もうける人をどのくらい目指すとかいう指標があったんですけど、なぜか分かりませんが、今はそういう言い方をしていないんです。個々の農家の所得を、何人とかいくらかという形で出すのがどうなのかという議論があったのかもしれませんが、そういう意味で、農業で稼げる人が何人大分にいますよと言った方が、多分分かりやすいのは分かりやすいと思います。ただ、それは今やっていないというのが現状です。

それと、2点目の安全・安心については貴重な意見として、こちらでまた検討してみたいと思います。

井上委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 それでは、委員外議員の方、御質疑はありませんか。

猿渡委員外議員 目標値を達成するためにも、やはり新規就農とか担い手づくりというのが一つの大きな鍵になると思うんですけども、今取り組んでいる中で、成功している部分の鍵は何なのか、また課題についてはどのように考えているのか教えてください。

もう一つ、棚田のことが出てきますけれども、大分県の場合、観光と温泉と農業体験とか、そういうことを結び付けて付加価値を付けることも大事かと思うんですね。別府にも棚田があって、私は市議会でも棚田保全とか棚田サミットの誘致とかを議論してきたんですけども、もうこの何年間かで非常に荒廃が進んで、景観も壊れて

きています。

付加価値という点でも、全国棚田サミットを誘致して学び合い、PRしていくことは大事ではないかと思うんですけども、この2点について教えてください。

宇都宮新規就業・経営体支援課長 1点目の新規就農者の成功の鍵についてです。まず最近、新規就農者が年々増えてきていることについての成功の鍵ですが、就農学校、ファーマーズスクール、あるいは林業アカデミー、漁業学校という形で、経験がない方でも農業、林業、水産業を始められるように、研修の仕組みを我々が作ってきたというところが、数が増えている成功の鍵だと思っています。

また、新規就農者が成功するためには、まず生産技術、つまり確実に生産して出荷するというのが大変重要になってきます。それによってお金が入ってくることになりますので、研修を受けた方には、その研修のとおり1年目、2年目は作っていただき、きちんとお金を稼いだことが今成功している鍵だろうと思っています。

事例を言うと、ピーマンの新規生産者の方々が、その部の平均よりも高い収量を上げるという事例も出てきています。やはり我流に走らないで、きちんと基本どおり作っていただければ、それなりの成功につながっていくのではないかと考えています。

もう1点の課題についてですが、農家の子弟であればそれなりに道具がそろっていますけれども、初めて農業をする方については、何も持っていない状態からスタートしますので、やはり初期投資の部分で何かと、我々が見えないところでもお金がかかるようです。そういう資金繰りのところは課題の一つかなと考えています。

加藤農村整備計画課長 棚田についてです。

今年度、棚田地域振興法が制定されました。棚田地域は、多面的機能の保全といった面から、また観光、教育の場として注目されており、国もきちっと保全していこうということで、今回、この振興法に基づき、今、国から県、県から市に説明会を行っています。まず市町村から棚田

地域の指定を提案していただき、指定されたところについては、例えば中山間地域等直接支払とか補助事業の補助率のかさ上げもありますし、ソフト面ではコンシェルジュによる支援などもあります。

県内でも棚田百選に別府の内成など6地域が指定されていますし、県としても、NPO法人などいろんな民間の方と一緒にそういった棚田を保全していく活動もやっています。また、多面的機能支払などの直接支払制度も利用していただき、棚田地域の保全に努めています。

サミットの開催については、また今後の課題にしたいと思います。よろしくをお願いします。

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。（挙手する者あり）

田染農地活用・集落営農課長 さきほどの守永議員からの中立委員の任命に関する御質問について、回答してよろしいでしょうか。

井上委員長 はい。

田染農地活用・集落営農課長 農業委員会については、農地の権利移動の許可、転用の許可といった権限を有する組織であり、やはり公平、公正な判断が求められる組織です。そういったことから、市町村長は、農業委員の任命にあたっては、農業委員会の所掌する事項に関する利害関係のない者が含まれるようにしなければならぬということで、法改正が行われました。この内容については、市町村にもしっかり周知していますし、また、農業委員の任命に関しては、中立委員を必ず設けなければならないという取扱いで県からも指導を行っている状況です。

井上委員長 いいですか。（「関連していいですか」という者あり）

守永委員外議員 そういう基準で任命するときに、どういう職業だとか、どういう地域にお住まいだとか、そういうことについて具体的な指導がされたのか分かりませんが、実際問題、農地に関して知識を全く持たない方が選定されてしまっている事例もあるようです。今回任命された農業委員の中立委員がどういう判断で、ど

ういうところから選ばれたのかは、一度実態を把握された方がいいかと思いますので、またその状況を教えていただければと思います。

木田委員 すみませんがその他として一つ。日米貿易協定がもう確定するというのを報道で聞いたんですが、以前、TPPのときは何か資料で品目と影響額の説明があったと思うんですけども、今回のこの日米貿易協定の関係でも、やはり大分県としてもどういった品目で影響があるのか把握して、委員会でも説明していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田邊農林水産企画課長 日米貿易協定が昨日国会で承認されたということで、内容が自由貿易ですので、前回のTPP11のときと同様に試算をという話だと思います。

これは国家間の取引ですので、前回も同じなんですが、国から試算の枠組みが示されることになります。現在、600億円から1,100億円余りの影響が出るのではないかということが暫定版という形で報道されていますが、子細な試算の仕方はまだ十分に示されていないので、そういう影響額の試算のやり方とかが示された段階で検討していきたいと思っています。県独自の今の段階での試算については、今のところは、前回と同様ですけど、検討していません。（「作らんのかい」と言う者あり）

木田委員 また試算ができたらいきたいと思います。大分県ではこういったところに一番影響がありますよとかいうことが我々にも分からないと、やはり説明責任がありますので、よろしくをお願いします。

井上委員長 ほかに何かありませんでしょうか。〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないようですので、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆さまはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

井上委員長 それでは、協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。